

答申第 1176 号

諮問第 1835 号

件名：事務引継書等の開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 7 年 3 月 26 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 30 日付けで行った開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付及び補正

審査請求人は、令和 7 年 3 月 26 日に愛知県警察本部情報公開窓口（以下「本部窓口」という。）に行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受け付けた。

提出を受けた行政文書開示請求書の記載事項に、令和 7 年 3 月 28 日の電話による所要の補正を加えた結果、同請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、

事務引継書（住民サービス課、監察官室分に限る、令和 7 年 3 月分に限る）（前任者分に限る）（収受票は任意の 1 名分に限る）（起案票は任意の 1 名分に限る）（請求日現在 住民サービス課、監察官室で管理のもの）

との記載となった（以下、この請求内容のうち監察官室に係るものを「本件開示請求」という。）。

イ 決定期間の延長

処分庁は、開示請求が同時期に集中したことにより、条例第 12 条第 1

項に定める決定期間（開示請求があった日から起算して15日以内）に開示決定等することが事務処理上困難であるため、条例第12条第2項に規定する開示決定等の期限の延長に該当すると判断し、令和7年4月2日付けで、審査請求人に対し、本件開示請求に係る開示決定等をする期間を令和7年5月9日までとする決定期間延長通知書（務住発第1550号）を送付した。

ウ 本件開示請求の対象文書の特定

処分庁は、警察本部警務部監察官室（以下「監察官室」という。）で管理する文書のうち、本件開示請求の対象となる文書について探索した。対象文書は、令和7年3月中の監察官室の人事異動による事務引継の際に作成された事務引継書であり、このうち本件開示請求では「前任者分に限る」と記載のあることから、異動による転出者15名及び室内異動者2名が収受し、又は起案した事務引継書が対象文書に該当した。本件開示請求では、起案票及び収受票は「任意の1名分に限る」とし、他の文書は事務引継書本文のみを請求する趣旨のため、収受文書（文書番号が令和7年務監1595で、件名が事務引継書のもの）及び決裁文書（文書番号が令和7年務監1496で、件名が事務引継書のもの）以外の文書については、事務引継書本文のみを対象文書と特定した。（以下、これらの文書を「本件対象文書」という。）

エ 本件処分

本件対象文書のうち7件については、前任者又は後任者に警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名が記載されていた。当該氏名は条例第7条第2号で不開示情報と定める個人情報に該当した。処分庁は、これら7件の文書については、行政文書の一部を開示することとし、令和7年4月30日付け務監発第2334号（以下「別件処分」という。）により決定した。

本件対象文書のうち残りの10件、すなわち収受文書（文書番号が令和7年務監1595で、件名が事務引継書のもの）以下10件の文書については、記載内容に不開示情報が含まれていなかったため、条例第11条第1項に基づき、対象文書を開示する決定をし、本件処分を行った。

オ 開示の実施及び審査請求

本件処分及び別件処分を受け、審査請求人は令和7年5月13日に本部窓口を訪れ、本件対象文書の全てを閲覧した。その後、審査請求人は開示請求時の申出を変更し、本件対象文書の全てについて写しの交付を求めない旨を申し出、開示の実施を終了した。それから間もなく、審査請求人は監察官室の職員を本部窓口に呼び出し、本件審査請求書を提出した。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、事務引継書（前任者が職員 A のもの）が開示されなかった旨主張するが、当該記載内容の文書は、決裁文書（文書番号が令和 7 年務監 1496 で、件名が事務引継書のもの）として本件処分において開示が決定されていることから、審査請求人の主張は事実と異なり失当である。

審査請求人は、(1)のオのとおり開示の実施を受け、上記文書もその場で閲覧しており、審査請求人の主張が事実と異なることを了知できるにもかかわらず、本件審査請求に及んでおり、この審査請求人の行動は、本件開示請求が行政文書の開示を目的としているのであれば、不合理なものといわざるを得ない。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、職員 A の事務引継書の開示を求める旨を主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

本件請求対象文書は、監察官室で保管する文書のうち、令和 7 年 3 月分の前任者の事務引継書(起案用紙と収受用紙は任意の 1 名分のみ)である。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、事務引継書にはすべて起案用紙又は収受用紙のいずれかが含まれているものの、本件開示請求においては起案用紙と収受用紙は任意の 1 名分に限るとされていることから、職員 A の起案用紙と事務引継書本文で構成される文書 10、職員 B の収受用紙と事務引継書本文で構成される文書 1 及び該当するその他の職員の事務引継書本文である文書 2 から文書 9 までを特定したとのことである。

当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件行政文書はいずれも本件請求内容に合致する文書であり、文書 10 には職員 A の事務引継書本文が含まれていることが認められる。

これらのことからすれば、本件行政文書の特定に誤りはないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

事務引継書（監察官室分に限る。令和 7 年 3 月分に限る）（前任者分に限る）
（起案票は任意の 1 名分に限る）（収受票は任意の 1 名分に限る）（請求日現在
警察本部監察官室で保管のもの）

別記 2

- 文書 1 収受文書（文書番号が令和 7 年務監 1595 で、件名が事務引継のもの）
- 文書 2 事務引継書（前任者が職員 C のもの）
- 文書 3 事務引継書（前任者が職員 D のもの）
- 文書 4 事務引継書（前任者が職員 E のもの）
- 文書 5 事務引継書（前任者が職員 F のもの）
- 文書 6 事務引継書（前任者が職員 G のもの）
- 文書 7 事務引継書（前任者が職員 H のもの）
- 文書 8 事務引継書（前任者が職員 I のもの）
- 文書 9 事務引継書（前任者が職員 J のもの）
- 文書 10 決裁文書（文書番号が令和 7 年務監 1496 で、件名が事務引継書の
もの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 6 . 2 4	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 1 . 2 2 (第 720 回 審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 2 . 1 8 (第 722 回 審査会)	審議
8 . 3 . 2 4	答申